

<p>慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。</p>	<p>※給食調理員等を学期ごとに採用することも制度的に可能にした（従前の臨時職員は、任期の更新は1回で、学期ごとの任用はできなかった）。</p>
<p>5 第三項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。</p>	<p>○雇用継続の期待権を発生させないための、任命権者側の最低限のルール。この反対解釈として、任期を明示せず、口頭であれば、期待権は発生しているとみなされる。</p>
<p>6 任命権者は、会計年度任用職員の採用又は任期の更新に当たっては、職務の遂行に必要なかつ十分な任期を定めるものとし、必要以上に短い任期を定めることにより、採用又は任期の更新を反復して行うことのないよう配慮しなければならない。</p>	<p>○「空白期間」解消にむけた条文。総務省はこの規定により、「空白期間」を置かない運用となると説明。この規定の読み方は、「任期については会計年度を超えないことから最長1年であるが、再任用の場合は、任期と任期の間に空白期間をおかずに採用すべき」ものとして解釈されている。（地方公務員退職手当制度研究会編『コンメンタール退職手当条例』ぎょうせい、加除式、49頁以下。）</p>
<p>7 会計年度任用職員に対する前条（条件付採用）の規定の適用については、同条中「六月」とあるのは、「一月」とする。</p>	<p>○会計年度任用職員は、1年を単位として再度任用を繰り返すと、再度任用のたびに「条件付」となる。</p> <p>この規定は、従前の一般職非常勤に係る規定より後退した。従前の17条の一般職非常勤は、旧地公法22条1項の条件付採用を適用除外とし、その採用は直ちに正式採用となり、また臨時職員と異なり身分保障ならびに不利益処分に関する審査請求の条文が適用されるので、採用により直ちにこれらの権利を有していた。</p> <p>会計年度任用職員は、年度ごとの採用時に、いかなるベテランの非正規公務員であっても、最初の1月は、その意に反して任命権者の都合で免職処分にされうる立場。</p>
<p>(臨時的任用)</p>	

<p>第二十二條の三 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、<u>常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、緊急のとき、臨時の職に関するとき、又は採用候補者名簿（第二十一條の四第四項において読み替えて準用する第二十一條第一項に規定する昇任候補者名簿を含む。）がないときは、人事委員会の承認を得て、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。</u>この場合において、任命権者は、人事委員会の承認を得て、当該臨時的任用を六月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。</p>	<p>○臨時的任用ができる要件に「常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において」を加え、臨時的任用は常勤欠員代替であることを明確にした。したがって、勤務時間の短い非常勤の勤務形態で臨時職員を任用することはできない。</p> <p>国家公務員の場合、臨時的任用は、人事院規則8-12（職員任免）39条で、「任命権者は、常勤官職に欠員を生じた場合において……現に職員でない者を臨時的に任用することができる。」と規定しており、改正地公法は、人事院規則のこの文言を取り込むことで、臨時的任用の濫用を防止し、厳格な運用とするとしている。</p>
<p>4 人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者は、地方公共団体の規則で定めるところにより、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、緊急のとき、又は臨時の職に関するときは、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、当該臨時的任用を六月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。</p>	<p>○同上</p>
<p>(営利企業への従事等の制限)</p> <p>第三十八條 職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第一項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員（短時間</p>	<p>○パートの会計年度任用職員には兼業を実質的に自由化した。この規定は、パートの処遇は低いままなので、兼職して自分で稼いで補填すべしということ。</p> <p>非常勤の場合であっても週勤務時間が常勤職員の4分の3程度で、通常の労働時間として残余する時間は少なく、効果はない。</p> <p>○地方公務員法が原則適用となるため、服務規程における、信用失墜行為の禁止の条文</p>

<p><u>勤務の職を占める職員及び第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員を除く。)</u>については、この限りでない。</p>	<p>が適用されることにより、どのような職についてもよいというわけではなくなる。</p>
<p>(人事行政の運営等の状況の公表) 第五十八條の二 任命権者は、次条に規定するもののほか、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(短時間勤務の職を占める職員及び第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員を除く。))の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告しなければならない。</p>	<p>○市民による監視の埒外に置くことで、任命権者はやりたい放題のことができる。</p>

参考資料2 地域手当の地域別支給割合

地域手当の支給地域及び支給割合(平成28年4月1日以降)

級地区分 (支給割合)	都道府県	支給地域	級地区分 (支給割合)	都道府県	支給地域
1級地(20%)	東京都	特別区	6級地(6%)	宮城県	仙台市
2級地(16%)	茨城県	取手市 つくば市		茨城県	古河市 ひたちなか市 神栖市
	埼玉県	和光市		栃木県	宇都宮市 大田原市 下野市
	千葉県	袖ヶ浦市 印西市		群馬県	高崎市
	東京都	武蔵野市 調布市 町田市 小平市 日野市 国分寺市 狛江市 清瀬市 多摩市		埼玉県	川越市 川口市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 春日部市 羽生市 鴻巣市
	神奈川県	横浜市の川崎市 厚木市		東京都	深谷市 上尾市 草加市 越谷市 戸田市 入間市 久喜市 三郷市
愛知県	刈谷市 豊田市	愛知県		比企郡清川町 比企郡鳩山町 北葛飾郡杉戸町	
大阪府	大阪市 守口市	千葉県		野田市 茂原市 東金市 柏市 流山市 印旛郡酒々井町 印旛郡栄町	
3級地(15%)	茨城県	守谷市		神奈川県	三浦市 三浦郡葉山町 中郡二宮町
	埼玉県	さいたま市 志木市		山梨県	甲府市
	千葉県	千葉市 成田市	長野県	塩尻市	
	東京都	八王子市 青梅市 府中市 東村山市 国立市 福生市 福城市 西東京市	岐阜県	岐阜市	
	神奈川県	鎌倉市	静岡県	静岡市 沼津市 磐田市 御殿場市	
愛知県	名古屋市の豊明市	愛知県	岡崎市 瀬戸市 春日井市 豊川市 津島市 碧南市 安城市 大山市 江南市		
大阪府	池田市 高槻市 大東市 門真市	三重県	田原市 弥富市 西春日井郡豊山町		
兵庫県	西宮市 芦屋市	滋賀県	津市 桑名市 亀山市		
4級地(12%)	茨城県	牛久市	滋賀県	彦根市 守山市 甲賀市	
	埼玉県	東松山市 朝霞市	京都府	宇治市 亀岡市 向日市 木津川市	
	千葉県	船橋市 流安市	大阪府	岸和田市 泉大津市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 藤井寺市	
	東京都	立川市	兵庫県	泉南市 阪南市 泉南郡郡取町 泉南郡田尻町 泉南郡岬町 南河内郡太子町	
	神奈川県	相模原市の藤沢市	奈良県	明石市 赤穂市	
三重県	鈴鹿市	和歌山県	大和郡田市 橿原市 香芝市 北葛城郡王寺町		
京都府	京田辺市	香川県	和歌山市 橿本市		
大阪府	豊中市 吹田市 豊墨川市 箕面市 羽曳野市	福岡県	高松市		
兵庫県	神戸市	7級地(3%)	北海道	札幌市	
奈良県	天理市		宮城県	名取市	
5級地(10%)	宮城県		多賀城市	茨城県	笠間市 鹿嶋市 筑西市
	茨城県		水戸市 日立市 土浦市 龍ヶ崎市の	栃木県	栃木市 鹿沼市 小山市 真岡市
	埼玉県		坂戸市	群馬県	前橋市 太田市 渋川市
	千葉県		市川市 松戸市 佐倉市 市原市 富津市	埼玉県	熊谷市
	東京都		三鷹市 あきる野市	東京都	木更津市 君津市 八街市
神奈川県	横浜市の平塚市 小田原市 大和市		新潟県	武蔵村山市	
愛知県	西尾市 知多市 みよし市		富山県	新湊市	
三重県	四日市市		石川県	富山市	
滋賀県	大津市 草津市 栗東市	福井県	金沢市 河北郡内灘町		
京都府	京都市	山梨県	福井市		
大阪府	堺市 枚方市 茨木市 八尾市 柏原市 東大阪市 交野市	長野県	青アムブス市		
兵庫県	尼崎市の伊丹市 三田市	岐阜県	長野市 松本市 諏訪市 伊那市		
奈良県	奈良市 大和郡山市	岐阜県	大垣市 多治見市 美濃加茂市 各務原市 可児市		
広島県	広島市	静岡県	浜松市 三島市 富士宮市 富士市 焼津市 掛川市 藤枝市 袋井市		
福岡県	福岡市 春日市 福津市	愛知県	豊橋市 一宮市 平田市 常滑市 小牧市 海部郡飛鳥村		
		三重県	名張市 伊賀市		
		滋賀県	長浜市 東近江市		
		兵庫県	姫路市 加古川市 三木市		
		奈良県	橿原市 宇陀市		
		岡山県	岡山市		
		広島県	三原市 東広島市 廿日市市 安芸郡海田町 安芸郡坂町		
		山口県	周南市		
		徳島県	徳島市 鳴門市 阿南市		
		香川県	坂出市		
		福岡県	北九州市 筑紫野市 糟屋郡宇美町		
		長崎県	長崎市		

(注) この表は平成27年4月1日現在の名称及び当該名称による区域によって示された地域を示し、その後のそれらの名称の変更又は区域の変更によって影響されるものではない。

配布資料①
 2016年3月31日 参議院内閣委員会 生活の党と山本太郎となかまたち 山本太郎
 人事院提供資料 地域手当の支給地域及び支給割合(平成28年4月1日以降) 山本太郎事務所作成